

地域医療勤務環境改善体制整備
特別事業費補助金交付要綱

地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 地域医療介護総合確保基金管理運営要領別記3のⅡ(以下「別記3のⅡ」という。)の規定に基づき実施する地域医療勤務環境改善体制整備特別事業費補助金(以下「補助金」という。)については、山梨県補助金等交付規則(昭和38年山梨県規則第25号。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、特に医療機関としての指導體制を整備し、基本的な診療能力に加え、最新の知見や技能又は高度な技能の修得ができるような医師を育成する医療機関において、勤務環境改善を含めた働きやすく働きがいのある職場づくりに向けて、他職種も含めた医療機関全体の効率化や勤務環境改善の取り組みとして、チーム医療の推進やICT等による業務改革を進めていくことを目的とし、これに要する経費について予算の範囲内で補助する。

(補助対象事業者)

第3条 補助の対象となる医療機関は、次のいずれかを満たす医療機関であって第6条に規定する交付要件を満たす医療機関とする。

- (1) 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院又は基本19領域のいずれかの領域における専門研修基幹施設であって、「一般病床の許可病床数100床あたりの常勤換算医師数(医療法(昭和23年法律第205号)第30条の13に基づく病床機能報告(以下「病床機能報告」という。)により知事へ報告している医師数(非常勤医師数を含む。)をいう。以下同じ。)が40人以上」かつ「常勤換算医師数が40人以上」の医療機関
- (2) 地域医療に特別な役割を担う医療機関のうち、基幹型臨床研修病院かつ基本19領域のうち10以上の領域において専門研修基幹施設である医療機関

(補助対象事業)

第4条 医師の労働時間短縮に向けた取組として、医療機関が作成した「医師労働時間短縮計画」に基づく取組を総合的に実施する事業とする。

(補助金の交付の対象となる経費及びその補助率又は補助額)

第5条 前条に規定する事業に対する補助率又は補助額は、次のとおりとする。なお、診療報酬により医師事務作業補助体制加算及び看護補助加算を取得している場合、その加算の対象範囲において更に本事業の対象とすることはできないが、加算の対象範囲外において、事業達成のために医師事務補助者等を雇用する場合にあっては、その年度内における雇用にかかる費用を対象とする。

- (1) 当該事業に要する総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額と、第4条に規定

する補助対象事業に係る補助対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

- (2) 医療機関が病床機能報告により知事へ報告している最大使用病床数（療養病床を除く。）1床あたり、133千円（別記3のⅡ5（2）に定める場合は、国の基準に沿い、最大266千円とする。）を標準単価とし、当該病床数に乗じて得た額を補助額の基準として、（1）により選定した額に対して、次のア及びイにより算出された額の合計額とを比較して少ない方の額（算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。）を交付額とする。ただし、報告している病床数が20床未満の場合は、20床として算定する。

ア 当該医療機関の資産形成に資する設備、備品等の導入に当たっては、当該補助対象経費に2分の1を乗じて得た額

イ ア以外の補助対象経費についてはその全額

（交付要件）

第6条 補助金交付の要件は、次の（1）～（4）のいずれをも満たすこととする。

- （1）勤務医の負担の軽減及び処遇の改善のため、勤務医の勤務状況の把握とその改善の必要性等について提言するための責任者を配置すること。
- （2）年の時間外・休日労働が960時間を超える又は超えるおそれがある医師を雇用している医療機関で、労働基準法第36条に規定される労働組合若しくは労働者の代表と結ぶ協定（以下「36協定」という。）において全員又は一部の医師の年の時間外・休日労働時間の上限が720時間を超えていること。なお、「年の時間外・休日労働が960時間を超えるおそれがある医師を雇用している医療機関」は、「年の時間外・休日労働が720時間を超え、960時間以下の医師を雇用している医療機関」をいう。
- （3）医療機関内に多職種からなる役割分担推進のための委員会又は会議を設置し、「医師労働時間短縮計画作成ガイドライン」に基づき、「医師労働時間短縮計画」を作成すること。その上で、特定労務管理対象期間においては、G-MISに登録すること。また、当該委員会等は、当該計画の達成状況の評価を行う際、その他適宜必要に応じて開催していること。
- （4）「医師労働時間短縮計画」に基づく取組事項を当該医療機関内に掲示する等の方法で公開すること。

（補助金交付申請書等及び提出期限）

第7条 補助事業者は、知事が指示する日までに補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類等を添えて、知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、前項の申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消

費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して交付申請しなければならない。

ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

(交付決定の通知)

第8条 知事は、前条第1項の規定による補助金交付申請書の提出があった場合には、書類を審査の上、交付すべきものと認めるときはすみやかに交付の決定を行い、様式第2号による補助金交付決定通知書を補助事業者に送付するものとする。

2 知事は、前項の決定をする場合において、必要に応じて条件を付することができるものとする。

(補助金の交付の条件)

第9条 補助金交付の条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容の変更をしようとするときは、事業変更承認申請書(様式第3号)を提出し、知事の承認を受けること。ただし、補助対象経費の各費目相互間において、いずれか低い額の20%以内を増減させる場合又は補助事業の目的の達成に支障をきたさない事業計画の細部の変更であって、交付決定を受けた補助金の額の増額を伴わない場合はこの限りではない。

(2) 補助事業を中止又は廃止しようとするときは、事業(中止・廃止)承認申請書(様式第4号)を提出し、知事の承認を受けること。

(3) 補助事業が予定期間内に完了する見込みのない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに知事に報告してその指示を受けること。

(4) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、知事が別に定める期間中においては、知事の承認を受けないで、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

(5) 知事は、第7条第2項により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、相当と認めるときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して交付決定するものとする。

(6) 知事は、第7条第2項ただし書による交付申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(実績報告書の様式、提出期限)

第10条 補助事業者は、当該事業が完了した日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して1箇月を経過した日又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、事業実績報告書(様式第5号)に必要関係書類を添え、知事に提出しなけれ

ばならない。

- 2 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たり、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第11条 知事は、実績報告書の提出を受けた場合には、報告書等の審査及び必要に応じ
て行う現地調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容及
びこれに付した条件に適合するかどうかを調査し、適合すると認めた場合は、交付すべ
き補助金の額を確定し、補助金額の確定通知書（様式第6号）により補助事業者に通知
するものとする。
- 2 知事は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を
超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
 - 3 前項の補助金の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。ただし、
当該補助金の返還のための予算措置につき、地方公共団体議会の議決を必要とする場合
その他やむを得ない事情により、この期限により難しい場合には、補助事業者の申請に基
づき、補助金の額の確定の通知の日から90日以内で知事が別に定める日以内とするこ
とができる。
 - 4 第2項の場合において、返還期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、
その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものと
する。

(補助金の交付方法)

- 第12条 補助金の交付は、精算払いとする。ただし、知事が必要と認めたときは、概算払
いとすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、概算払請求書（様
式第7号）を知事に提出しなければならない。

(財産の処分の制限)

- 第13条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物
並びに補助事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具（以下「取得財産等」と
いう。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第1
5号）で定める耐用年数（以下「財産処分制限期間」という。）を経過するまでは、知事
の承認を受けずに、取得財産等を補助金の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し
付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。
- 2 補助事業者は、前項の承認を受けようとする場合は、財産処分承認申請書（様式第8号）
を知事に提出し、その承認を受けなければならない。
 - 3 知事は、第1項の承認をしようとする場合において、原則として交付した補助金のうち
取得財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供

し、取り壊し、又は廃棄した時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を返還させるものとする。

- 4 補助事業者は、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。
- 5 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

(書類の保管)

- 第14条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。
- 2 取得財産等がある場合は、補助事業終了の年度の翌年度から起算して第13条で定める財産処分制限期間を経過するまでは、前項の帳簿等を整備保管しなければならない。ただし、財産処分承認申請書(様式第8号)を知事に提出し、その承認を受けた場合は、その年度までとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第15条 補助事業者は、補助事業完了後、申告により、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、様式第9号により速やかに(遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月30日までに)、知事に報告しなければならない。
- 2 知事は、前項の報告により、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額の返還を命ずるものとする。

(その他)

- 第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は知事が定める。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。